

# 財政制度等審議会 財政投融资分科会

## 編成上の論点

株式会社日本政策金融公庫  
(国民一般向け業務・中小企業者向け業務)

平成27年10月21日

財務省理財局

(機関名：株式会社日本政策金融公庫 (国民一般向け業務・中小企業者向け業務))

[平成 28 年度要求の概要]

(国民一般向け業務)

(単位：億円)

区 分	28 年度 要求額 (A)	27 年度 計画額 (B)	増減(△)額 (=A-B)
事業規模	28,283	29,793	△1,510
財政投融资①	20,350	21,300	△950
財政融資	19,550	20,550	△1,000
産業投資	50	—	50
政府保証	750	750	—
自己資金等②	7,933	8,493	△560
財投機関債	1,700	1,800	△100
再計 (①+②)	28,283	29,793	△1,510

[編成上の論点]

論点

中小企業・小規模事業者の景況が回復傾向にあり、公庫の事業規模全体は減少傾向が続くなか、挑戦支援資本強化特例制度（資本金劣後ローン）については拡充が要求されている。拡充要求の採否に当たっては、これまでの融資が新規事業の創出や事業再生といった制度の目的を達成しているかにつき、融資後のモニタリング等を踏まえた検証が必要ではないか。

(中小企業者向け業務)

(単位：億円)

区 分	28 年度 要求額 (A)	27 年度 計画額 (B)	増減(△)額 (=A-B)
事業規模	21,500	23,150	△1,650
財政投融资①	12,612	14,100	△1,488
財政融資	11,000	12,760	△1,760
産業投資	512	240	272
政府保証	1,100	1,100	—
自己資金等②	8,888	9,050	△162
財投機関債	909	901	8
再計 (①+②)	21,500	23,150	△1,650

## 編成上の論点

(機関名：株式会社日本政策金融公庫 (国民一般向け業務・中小企業者向け業務))

要求の内容	論 点
<p>&lt;挑戦支援資本強化特例制度 (資本性劣後ローン) &gt;</p> <p>1. 本制度の目的は、創業・新規事業への取組、企業再建等の局面にある中小企業者のうち、地域の企業立地の維持・促進に資する事業を行うものに対して、金融検査上自己資本とみなし得る資金 (資本性劣後ローン) を公庫から供給することにより、中小企業者の財務体質を強化し、それを呼び水として民間金融機関からの資金調達を円滑化するものである。</p> <p>2. 満期一括、無担保・無保証、業績連動型利払い等を条件とする資本性劣後ローンは、貸付実績が好調であるとの観点から、28年度貸付規模として国民一般向け融資は50億円 (全額産投出資、22年度以来の産投要求)、中小企業者向け融資は710億円 (財政融資248億円・産投出資462億円、対前年度+418億円) の要求がなされている。</p> <p>(注) 中小企業者向け融資は平成20年度、国民一般向け融資は平成24年度補正より開始。</p>	<p><b>論点</b></p> <p>中小企業・小規模事業者の景況が回復傾向にあり、公庫の事業規模全体は減少傾向が続くなか、挑戦支援資本強化特例制度 (資本性劣後ローン) については拡充が要求されている。拡充要求の採否に当たっては、これまでの融資が新規事業の創出や事業再生といった制度の目的を達成しているかにつき、融資後のモニタリング等を踏まえた検証が必要ではないか。</p> <p><b>【論点に対する考え方】</b></p> <p>○ 公庫の資本性劣後ローンに関しては、現時点で満期が到来している融資はないものの、中小企業者向け融資が20年度の創設後8年を経過していることも踏まえ、制度の目的が達成されているかについて出口戦略も見据えつつ、以下のような観点から検証を行い、議論していく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債務超過の解消等により、民間金融機関からの融資が誘発されているか (呼び水効果)。</li> <li>・ 新規事業の創出や事業再生を通じた収益の改善につながっているか。</li> <li>・ 審査やモニタリングは適切かつ十分に実施されているか。</li> </ul>

要求の内容

論 点

(参考) 貸付実績推移

【国民】

(単位：件、億円)

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度 (9月末)
貸付規模	件数	318,637	341,582	318,341	278,779	276,002	266,038	259,789	128,554
	金額	21,913	28,076	26,055	23,328	24,073	22,772	22,361	10,394
挑戦支援資本強化特例 (資本性劣後ローン)	件数					5	122	163	101
	金額					1	18	23	19
うち 新事業型	件数					5	112	154	96
	金額					1	17	21	18
うち 再生型	件数					-	10	9	5
	金額					-	1	2	1
産投計画額 (補正後)		100	83	15	-	-	-	-	-
産投実績額		100	-	-	-	-	-	-	-

※1 20～22年度までの産投計画額は、元々、新事業向け劣後ローン(資本性なし)のために措置したものであったが、24年度補正で資本性劣後ローンを導入した後は、その原資として当該資金を活用。なお、新事業向け劣後ローンの実績(20～24年度補正)は、7億円(63件)。

※2 貸付規模は、個人向け融資を除く(事業資金のみ計上)。また、27年度(9月末)の実績は速報値。

【中小】

(単位：件、億円)

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度 (9月末)
貸付規模	件数	23,697	42,803	39,609	33,053	33,147	28,981	26,717	12,993
	金額	13,815	32,096	26,724	20,453	20,963	19,285	17,770	8,757
挑戦支援資本強化特例 (資本性劣後ローン)	件数	55	209	350	464	687	1,310	838	521
	金額	50	207	220	212	404	1,058	616	369
うち 新事業型	件数	7	33	106	150	274	635	287	192
	金額	5	24	43	45	134	497	206	128
うち 再生型	件数	48	176	244	314	413	675	551	329
	金額	44	183	177	167	270	560	411	241
産投計画額 (補正後)		426	30	240	360	1,140	400	600	190
産投実績額		426	58	260	320	1,140	400	600	

※ 20・21年度は、貸付原資の他に下振れリスク対応分として措置した出資金(20年度:196億円、21年度:27億円)も含まれる。

「成長資金の供給促進に関する検討会 中間とりまとめ」(平成26年11月20日)〔抜粋〕

## 2. 成長資金の供給不足の要因

### (2) 新しい資金供給システムの構築とその担い手の確立の遅れ

(前略) しかしながら、銀行部門にリスクが集中するこうした従来のシステムは、バブル崩壊により大きな打撃を受け、実体経済にも深刻な影響を与えた。こうした経験を踏まえ、我が国は、バブル崩壊後、金融仲介を多様化し、複線型の金融システムを構築することを目指した。特に、成長性を有するものの相対的にリスクの高い事業については、市場を通じて幅広くリスクを分配する市場型金融によりエクイティなど資本性資金を含めた資金供給することを指向した。しかし、我が国においてはその担い手となるべき年金基金、投資信託、PEファンド等がいまだ十分に育っているとは言い難く、引き続き、銀行部門が資金仲介の多くを担う状況となっている。また、債券(金融債)にて資金調達を行い、設備投資等の長期事業資金の担い手であった長期信用銀行が破たんや経営統合により姿を消した影響も大きいとの指摘がある。このほか、多様な金融仲介主体が育っていない背景として、我が国の家計部門の保有する金融資産が極端に預金に偏ってきたことも挙げられる。デフレ下でのリスク回避志向は家計も同じであり、欧米と比べると株式等の保有割合は特に少ない。こうしたことが、いまだ銀行部門中心の資金供給が行われ、上記のような投資運用部門を通じた資金の流れが十分に発達していない一因といえる。

## 3. 成長資金供給促進の方向性

### (3) 各成長資金の取り組みのあり方

#### ① エクイティ

(前略) 地方創生のためには、全国各地の金融機関が、創業者に対し、目利きを発揮し、企業との綿密な連携の下、ビジネスプランを練り、支援する案件を組成していくことが重要である。これらの創業に関する支援、とりわけ新しいタイプの事業や技術革新につながる支援は、リスクが高い一方で経済にプラスの外部効果を及ぼすことから、一定の範囲で、官が補完的な役割を果たすことも必要となる。例えば、政策的に産業クラスター形成を図るほか、民間金融機関のシニアローン等の呼び水となりうる政府系金融機関による資本性劣後ローンなどの供給が考えられる。

#### 4. 地域企業・地域金融機関の抱える課題・対応

##### (2) 地域企業に特有の課題と対応の方向性

###### ① 地域における需要の創出

地域における潜在的な成長力を引き出すためには、創業時の資金供給を円滑にするとともに、医療・介護など今後の資金需要が見込まれる分野、地域に即した課題の解決に取り組んでいる NPO（特定非営利活動法人）の活動、グローバルニッチトップ企業などの国際競争力に優れた企業の海外展開、地域の中核的な中堅企業等の地域経済への波及力が大きい企業等への支援を行うこと等により、実需を作り出していくことが必要である。このため、リスクが高く民間金融機関が独自で融資しにくい際に、政府系金融機関が民間金融機関を補完・協調していくことが期待される。他方、中長期的にはこれらに対する資金供給も民間金融機関により行われるよう、制度設計に配慮すべきである。

#### 6. 官と民のあり方

（前略）民間金融機関が企業への融資判断を行い、資源が適切に配分されることにより、経済・産業が競争力あるものに誘導されていくことが原則である。ただし、ファンド、株式、メザニンといった分野について、市場が十分に機能するまでの間、官が一定の役割を果たすことが期待される。

官が資金を供給する際にも、むやみに規模を拡大するのではなく、あくまで民業補完の徹底、市場規律の尊重、民間とのリスクシェアを心掛けるべきである。そうした観点から、官の役割が民業圧迫となっていないか率直な議論ができるよう、官と関連する民との間で定期的な意見交換の場を設けることも意義がある。